

国税庁監察官の行う捜査に関する刑事訴訟規則の適用に関する規則

昭和二五年六月八日最高裁判所規則第一九号
改正 昭和二九年九月一五日最高裁判所規則第一五号
昭和六〇年九月二五日最高裁判所規則第三号
平成一二年一二月一五日最高裁判所規則第一五号
令和五年一二月二五日最高裁判所規則第一〇号

国税庁監察官の行う捜査に関する刑事訴訟規則の適用に関する規則を次のように定める。
国税庁監察官の行う捜査に関する刑事訴訟規則の適用に関する規則

国税庁監察官が財務省設置法（平成十一年法律第九十五号）第二十七条の規定により行う捜査については、刑事訴訟規則（昭和二十三年最高裁判所規則第三十二号）の規定を適用する。この場合において、同規則第十六条、第十七条、第二十七条第一項及び第六十五条第一項中「司法警察員」とあるのは、「国税庁監察官」と読み替えるものとする。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

附則（昭和二九年九月一五日最高裁判所規則第一五号）

この規則は、公布の日から施行する。

附則（昭和六〇年九月二五日最高裁判所規則第三号）

この規則は、公布の日から施行する。

附則（平成一二年一二月一五日最高裁判所規則第一五号）

この規則は、平成十三年一月六日から施行する。

附則（令和五年一二月二五日最高裁判所規則第一〇号）抄

第一条 この規則は、刑事訴訟法等の一部を改正する法律（令和五年法律第二十八号）附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日（令和六年二月一五日）から施行する。